

入札参加資格の変更の届出事項と添付書類（県外建設業者）

変更事項	添付書類						
建設業許可（許可換え新規に限る） ※許可換え新規とは大臣許可→知事許可、知事許可→他の知事許可をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可申請書の写し ・許可換え後の建設業許可通知書の写し 						
商号又は名称	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可に係る変更届出書の写し又は商業登記簿謄本（抄本）の写し ・委任状（営業所に委任している場合） 						
住所	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可に係る変更届出書の写し又は商業登記簿謄本（抄本）の写し 						
電話番号							
役員等 ※	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">代表者氏名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可に係る変更届出書の写し又は商業登記簿謄本（抄本）の写し ・代表取締役が新たに就任する場合は誓約書 ・委任状（営業所に委任している場合） </td> </tr> <tr> <td>役員氏名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可に係る変更届出書の写し又は商業登記簿謄本（抄本）の写し ・役員が新たに就任する場合は誓約書 </td> </tr> <tr> <td>受任者名（営業所長名）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可に係る変更届出書の写し又は建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表の写し等 ・受任者が新たに就任する場合は誓約書 ・委任状 </td> </tr> </table>	代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可に係る変更届出書の写し又は商業登記簿謄本（抄本）の写し ・代表取締役が新たに就任する場合は誓約書 ・委任状（営業所に委任している場合） 	役員氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可に係る変更届出書の写し又は商業登記簿謄本（抄本）の写し ・役員が新たに就任する場合は誓約書 	受任者名（営業所長名）	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可に係る変更届出書の写し又は建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表の写し等 ・受任者が新たに就任する場合は誓約書 ・委任状
代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可に係る変更届出書の写し又は商業登記簿謄本（抄本）の写し ・代表取締役が新たに就任する場合は誓約書 ・委任状（営業所に委任している場合） 						
役員氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可に係る変更届出書の写し又は商業登記簿謄本（抄本）の写し ・役員が新たに就任する場合は誓約書 						
受任者名（営業所長名）	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可に係る変更届出書の写し又は建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表の写し等 ・受任者が新たに就任する場合は誓約書 ・委任状 						

誓約書の別紙には新たに就任する役員等のみの記載で構いません

契約締結営業所	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届 ・建設業許可に係る変更届出書の写し又は建設業許可申請書の別紙二の写し ・建設業許可に係る建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表の写し ・委任状 <p>※ 契約締結営業所を県外営業所から鹿児島県内の営業所へ変更する場合は、上記に併せ県税納税証明書（新設の場合は、事業開始申告書）が必要となります。</p>
入札参加資格の辞退	なし
廃業	・建設業許可に係る廃業届の写し

企業合併や分割等に伴い、許可番号が変更になった場合は、入札参加資格の承継又は隨時審査の手続きが必要になります。

- ※ 役員等とは次に掲げる者（監査役又はこれに準ずる者を除く。）をいう。
- ア 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事業所その他これらに準ずるもの）をいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
- イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
- ウ 個人あっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者